

◎佐賀県条例第29号

佐賀県県税条例の一部を改正する条例

佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第13条 平成4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、第40条に規定する税率に100分の0.8を加算した率とする。	附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第13条 平成4年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、第40条に規定する税率に100分の0.8を加算した率とする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。